

会計年度任用職員(保育士)の名簿登録者募集要項

会計年度任用職員(保育士)の名簿登録者を次のとおり募集します。繁忙期や欠員補充など必要に応じて、登録者の中から選考により任用します。

任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡します。

※登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるわけではありません。なお、この登録は令和8年3月31日まで有効です。

1 職種

保育士

2 主な勤務内容

一時預かりでの子どもの保育、施設内における親子の見守り、親子教室等

3 必要な資格

保育士の資格

以下の欠格条項のいずれかに該当する人は登録できません。

欠格条項(地方公務員法第16条)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件

任用期間	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務場所	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館のびのび子育てプラザ
勤務日及び時間	①週5日(38.75時間)②週3日(23.25時間)③週2日(15.5時間) 午前8時45分から午後5時15分まで、午前9時30分から午後6時まで(休憩45分を含む。) ※年末年始(12月29日～1月3日)は休み。 ※土日祝日勤務の場合もあり。
給与	①月給 243,504円②146,102円③97,401円(いずれも地域手当を含む。)

	(再度の任用時には、当該職としての経験に応じて、一定の範囲で加算される場合があります。)
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

- ※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。
- ※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。
- ※4 任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡しますので、詳細な勤務条件についてはその際にお問合せください。

5 登録手続

- 登録票と資格証明書(写し)を吹田市役所児童部のびのび子育てプラザへ提出(持参または郵送)
(郵便番号)565-0824
- (住所) 吹田市山田西4-2-43 吹田市児童部のびのび子育てプラザ宛て
- ※郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員登録票 在中」とご記入ください。